



平成21年5月11日

各 位

会社名 曾田香料株式会社
代表者名 代表取締役社長 中地俊朗
(JASDAQ・コード4965)
問合せ先
役職・氏名 常務取締役管理部門長 中島直文
電 話 03-5645-7340

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月11日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月25日開催予定の第37回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主および実質株主名簿に関する規定の削除、条数の繰り上げ等所要の変更を行うものです。

なお、現行定款第7条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

(2) 社外取締役および社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、また独立性の高い優秀な人材の登用が容易となるように、社外取締役および社外監査役との間に責任限定契約を締結することができる旨の規定を変更案第26条第2項、同第34条第2項として新設するものであります。なお、変更案第26条第2項の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成21年6月25日
定款変更の効力発生日	平成21年6月25日

3. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p>
<p>第1条～第5条 <条文省略></p>	<p>第1条～第5条 <現行どおり></p>
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p>
<p>第6条 <条文省略> (株券の発行)</p>	<p>第6条 <現行どおり></p>
<p>第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u> (単元株式数および単元未満株券の不発行)</p>	<p><削 除> (単元株式数)</p>
<p>第8条 当社の単元株式数は、1,000 株とする。 2. <u>当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u> (単元未満株式についての権利)</p>	<p>第7条 当社の単元株式数は、1,000 株とする。 <削 除> (単元未満株式についての権利)</p>
<p>第9条 <u>当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (株主名簿管理人)</p>	<p>第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (株主名簿管理人)</p>
<p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u> (株式取扱規程)</p>	<p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. <u>当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u> (株式取扱規程)</p>
<p>第11条 当社の<u>株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>	<p>第10条 当社の<u>株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 12 条～第 17 条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 18 条～第 26 条 <条文省略> (取締役の責任免除)</p> <p>第 27 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 28 条～第 34 条 <条文省略> (監査役の責任免除)</p> <p>第 35 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第 36 条～第 38 条 <条文省略></p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 11 条～第 16 条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 17 条～第 25 条 <現行どおり> (取締役の責任免除)</p> <p>第 26 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. <u>当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 27 条～第 33 条 <現行どおり> (監査役の責任免除)</p> <p>第 34 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. <u>当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第 35 条～第 37 条 <現行どおり></p>

以 上